

令和2年	2月	21日	策定
同	3月	27日	改定
同	4月	3日	改定
同	4月	9日	改定
同	5月	7日	改定
同	5月	26日	改定
同	6月	10日	改定
同	8月	5日	改定
令和3年	1月	8日	改定
同	2月	3日	改定
同	3月	24日	改定
同	5月	10日	改定
同	6月	21日	改定
同	7月	20日	改定
同	8月	2日	改定
同	9月	30日	改定
同	10月	25日	改定

新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくいように市民の健康増進を推進する。また、これまでの生活を取り戻すため、新しい生活様式の実践に関し、周知等を図る。

2 市全庁を挙げた対策の実施

市の全部局が、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、内部管理事務の改善・簡素化を進め、感染拡大防止対策及び医療提供体制の強化並びに市内経済の安定に向けた取り組みなどに注力する。

これまで取り組んできた新型コロナウイルスワクチンの接種については10月末までに概ね目標達成が見込めるところであるが、いわゆるブレイクスルー感染が疑われる事例も見られることから、市民に対し、引き続き基本的な感染予防対策を呼びかけていく。

3 市主催事業の開催必要性の検討及び感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症のまん延状況を見極めた上で、必要な感染防止対策を実施して行うこととする。感染防止対策を講ずることが困難な場合には、中止または延期することとする。

4 公の施設の対応について

公の施設については、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営を行うものとする。なお、今後の感染状況等を踏まえ、適宜対応の見直し等を行うものとする。

5 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日常体温を測定し記録する。

所属においては、柔軟な勤務体制を運用し、職員相互の接触機会の最小化を図るとともに、休暇を取得しやすい環境を整える。

なお、職員の勤務体制及び服務上の取り扱いについては、令和3年9月30日付け総務部

長通知「緊急事態宣言解除後の柔軟な勤務体制の運用等について」を参照する。

6 市民の健康増進の推進

市民に対しては、新しい生活様式において、広く家庭等でもできる健康増進の取り組みを各部局における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

7 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和3年10月25日

佐藤 光